

韓国の船積み 24 時間ルール導入について（概要）

2011 年 12 月 20 日

日本機械輸出組合

韓国は 2012 年 1 月 1 日から船積み 24 時間ルールを導入します。

これは当初、2011 年 7 月に運用開始するとしていたものが、10 月、12 月と延期されさらに 1 月 1 日に再延期されているものです。

日本機械輸出組合では、韓国関税庁がホームページで公表している「韓国事前マニフェストシステムガイドライン」を仮訳いたしましたが、この中で、政府は物流に与える影響を考慮し、韓国向けに輸出される海上貨物については当初は開始されず、また罰則等の行政処分も 2012 年 6 月 30 日まではかからないとしています。

主なポイントは下記のとおりです。

記

1. 施行日： 2012 年 1 月 1 日（日）
2. 申告対象： 海上貨物（韓国からの輸出のみ）、
航空貨物（韓国からの輸出および輸入）

韓国の輸入貨物（日本からの韓国向け輸出貨物等）、トランジット貨物は、韓国関税庁長官が別途定めた日からとしている。

輸送方法	輸出入別	導入日
海上	輸入	関税庁長官が別途定める日
	輸出	2012年1月1日
航空	輸入	2012年1月1日
	輸出	2012年1月1日

3. 申告者： ① 船社、航空会社
② 共同運航の場合、船舶または航空機をチャーターする船社
または航空会社
* 混載貨物の場合はフォワーダーがハウス BL をキャリアへ渡す。

4. 報告期限

タイプ		報告期限
海上	輸入	<u>(原則) 遅くとも積荷港で積み込みを開始する 24 時間前まで</u> <u>(近距離海上輸送) 積荷港を出港するまで</u> <u>(バルク) 遅くとも入港する港湾への到着 4 時間前まで</u>
	輸出	(原則) 遅くとも積込みの 24 時間前まで (近距離海上輸送) 積込み前で出港の 30 分前まで (バルク, 通過貨物) 出港前まで
航空	輸入	(原則) 遅くとも到着の 4 時間前まで (近距離) 積込空港の出発前まで（さらに正確には、機体のホイールアップ前まで） (エクスプレス貨物) 遅くとも到着の 1 時間前まで
	輸出	積込み前で出港の 30 分前まで

・近距離フライトの範囲は、中国、台湾、香港、日本、極東ロシアに限られる。海上輸出貨物については、フィリピン、ベトナム、カンボジア、タイ、インドネシア、マレーシアに加え、シンガポールも近海エリアとしている。

・2012 年 1 月から導入予定とされるが、下線を付した韓国の輸入貨物およびトランジット貨物については、韓国関税庁長官が別途定めた日とされている。

5. 行政処分

提出期限までにマニフェスト申告が行われないと、行政処分で罰せられるが、事前マニフェストシステムを円滑に進めるため、行政処分（罰金、処罰）は 2012 年 6 月 30 日までは行われない。

以上